



市県民税の申告が始まります



申告書は郵送などで提出してください

令和4年度市県民税の申告についてお願い
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、
下記にご協力ください

○可能な限り申告会場への来場を避け、 市民税・県民税申告書は郵送などで 市役所へ提出してください



申告書は正確に記入し、提出の際は必要書類を必ず添付してください。
作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。申告書の作成方法、必要書類については、「市民税・県民税の手引き」を参考にしてください。

なお、添付書類の返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○所得税の確定申告書は税務署へ提出してください

所得税の確定申告書は、自宅などのパソコン・スマートフォンで作成することができます。作成内容や提出方法について、詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- 咳・発熱などの症状がある人、体調の優れない人は申告会場への来場をご遠慮ください
- 申告会場へお越しの際は、マスクの着用、手指の消毒などにご協力をお願いします
- 申告会場入り口で実施する検温へのご協力をお願いします

申告会場での混雑緩和

申告相談会場の混雑緩和および感染リスク低減のため、申告相談時に医療費控除の明細書や収支内訳書を作成することはできません。事前に自分で作成して申告会場へお越しください。また、感染防止のため、入場制限をする場合があります。

市県民税の申告会場と日時

申告相談日以前（2月2日～3月8日）に、申告相談のために
市民税課（市役所2階）にお越しいただくことはご遠慮ください

| 会場 | 期 日 | 時 間 | 会場 | 期 日 | 時 間 | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|----------|------------------|--------------------|------------------------------|
| 地区市民センター | 桜 | 2月2日(水)・3日(木) | 地区市民センター | 県 | 2月21日(月) | |
| | 常磐 | 2月4日(金) | | 塩 浜 | 2月22日(火) | |
| | 下野 | 2月7日(月)・8日(火) | | 川 島 | 2月24日(木)・25日(金) | |
| | 日 永 | 2月8日(火)・9日(水) | | 羽 津 | 2月25日(金)・28日(月) | |
| 人権プラザ小牧 (児童館) | 2月9日(水) | 大矢知 | | 2月28日(月)・3月1日(火) | 午前9時30分 午後2時30分 | |
| 保々地区市民センター | 2月10日(木) | 四 郷 | | 3月2日(水)・3日(木) | | |
| 人権プラザ神前 (児童集会所ホール) | 2月10日(木) | 小山田 | | 3月4日(金) | | |
| 地区市民センター | 神 前 | 2月14日(月) | | 水 沢 | | 3月4日(金) |
| | 橋 北 | 2月15日(火) | | 三 重 | | 3月7日(月)・8日(火) |
| | 富洲原 | 2月15日(火)・16日(水) | | 河原田 | | 3月8日(火) |
| 楠交流会館 | 2月16日(水)・17日(木) | 富 田 | | 3月9日(水)・10日(木) | | |
| 地区市民センター | 内 部 | 2月17日(木)・18日(金) | | 八 郷 | | 3月14日(月)・15日(火) |
| | 海 蔵 | 2月18日(金) | | 市役所 (2階 市民税課) | | 3月9日(水)～15日(火) (土・日曜日は除く) |

※市役所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください

四日市税務署からのお知らせ① ～申告書は国税庁ホームページで作成できます～

申告書の作成・送信は国税庁ホームページから

確定申告



安全・安心な自宅から、いつでも申告できます！



- STEP ①** 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- STEP ②** 申告書を作成 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！
- STEP ③** 申告書を送信 国税庁のホームページからe-Taxで送信。印刷して郵送などで提出することもできます

自宅で申告書作成が困難な人は

「所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税」の確定申告会場は、じばさん三重6階（安島1丁目3-18）です。

【開設期間】 2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く）

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給している人を主な対象として、2月9日(水)から当会場で申告相談を受け付けます

※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です

- 入場整理券は、当日、会場配布しますが、LINEアプリを使ってオンラインで事前に入手することも可能です
- 入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることもあります。ご理解をお願いします
- 会場入口で検温を実施します。発熱などの症状のある人は、入場をお断りする場合があります
- 電話等の事前予約による申告相談は、令和3年12月28日で一時終了しています

四日市税務署からのお知らせ② ～税理士による無料税務相談～

対 ①前年分の所得金額（青色事業専従者給与および青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除前）が300万円以下の人

②消費税課税事業者である場合には、基準期間（令和元年份）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する人

時 2月1日(火)～3日(木) 午前9時30分～午後4時（ただし正午～午後1時を除く）午前9時受け付け開始

※混雑緩和のため、入場には入場整理券が必要です。入場整理券は会場当日配布します。（オンラインでの事前発行はありません）なお、入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることもあります。ご理解をお願いします

所 あさけプラザ（下之宮町296-1） ※駐車場の台数に限りがあります。公共交通機関をご利用ください

他 譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をする人、相談内容が複雑な人、申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください

お問い合わせ

◆市県民税について・・・

市民税課（☎354-8132 FAX354-8309）
市ホームページの「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック

◆所得税の確定申告について・・・

四日市税務署（☎352-3141）
国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>